

令和2年度全国高等学校総合体育大会なぎなた競技大会東京都予選会 兼第59回全国高等学校なぎなた選手権大会東京都予選会 大会要項

1. 主 管 東京都高等学校体育連盟 なぎなた専門部
2. 後 援 東京都高等学校体育連盟
東京都なぎなた連盟
3. 日 時 令和2年6月14日（日）開場 9:00・受付 9:00～9:20
・開会式 9:40～ （審判会議 9:25～）
・閉会式 18:00～ （予定）
4. 会 場 東京都立城東高等学校 体育館
東京都江東区大島 3-22-1 TEL03(3637)3561 FAX03(3682)2164
最寄り駅 JR 総武線 亀戸駅 徒歩5分 都営新宿線 西大島駅 徒歩10分
5. 競技種目 (1) 団体試合 (2) 個人試合 (3) 演技
ただし、女子のみとする。
6. 競技規則 (公財) 全日本なぎなた連盟の競技規定、審判規定ならびに (公財) 全国高等学校体育連盟なぎなた専門部申し合わせ事項による。
7. 競技方法 (1) 団体試合は総会時公開抽選とし、トーナメント形式により、決定戦を行い1位から3位までを決定する。7人エントリーの5人対抗戦で行う。
(2) 個人試合は責任抽選とし、トーナメント形式により、決定戦を行い1位から3位までを決定する。
(3) 演技は指定された、しかけ・応じ（1・4・5本目）を旗形式にて行う。責任抽選とし、トーナメント形式により、決定戦を行い1位より3位までを決定する。
(4) 試合時間は次の通りとする。

団体試合 試合時間3分とし、延長なし引き分けをとる。尚、勝者数、総本数が同数の場合は、代表者戦を1本勝負にて3分、延長2分1回で判定を行う。
個人試合 試合時間3分とし、延長2分1回で判定をとる。

(5) 団体・個人・演技共に選手の変更は原則として認めない。
(6) 参加人数によっては、競技時間を変更することがあるので注意する。
8. 参加資格 東京都高等学校体育連盟なぎなた専門部冊子に記載されている、(公財) 全国高等学校体育連盟開催基準要項に基づく。
9. 参加制限 女子に限る。学校制限は、団体は1チーム、演技、個人については制限なし。参加者の人員は次の通りとする。
ア. 団体の部（5人対抗戦） 監督1名 選手7名 計、8名
イ. 個人の部 監督1名 選手1名 計、2名

ウ. 演技の部 監督 1 名 選手 2 名 (1 組) 計, 3 名
但し、同一校の選手の監督はア～ウを兼ねることができる。

10. 表彰 (1) 上位 4 チーム(選手)を表彰する。
(2) 優勝 団体・・・東京都高等学校体育連盟賞 ・優勝旗・優勝杯
個人・・・東京都高等学校体育連盟賞
演技・・・東京都高等学校体育連盟賞
(3) 2 位、3 位(2 校、2 選手、2 組) は各賞状・賞品
11. 参加申込 (1) 申込方法 所定の申し込み用紙に必要事項を記入。
領収書が必要な場合は、領収書に必要事項を記入し、同封する。
部活がある学校(加盟番号 1～7 番)については、合わせて所定の書式に入力し期日までにメールにて送付も行う。
(所定の用紙は、各顧問に事前にメールにて送付)
- (2) 申込先 所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、
申込期日までに下記に送付する。
〒164-0013 中野区弥生町 5-21-1
都立富士高等学校附属中学校 今井 美里
(領収証は大会当日の手渡しとなりますので、事前に必要な場合はその旨、お書き下さい。)
- (3) 申込期日 令和 2 年 5 月 1 5 日 (金)
12. 参加料 (1) 参加料 団体 1 チームにつき 1 0 , 0 0 0 円
個人 1 人につき 1 , 0 0 0 円
演技 1 チーム 2 , 0 0 0 円
- (2) 申込先 下記宛に送金すること
みずほ銀行 亀戸支店 普通預金口座 1 2 8 1 0 7 9
名義 東京都高等学校体育連盟なぎなた専門部
- (3) 申込期日 令和 2 年 5 月 1 5 日 (金) までに振り込むこと
13. その他 (1) 全国大会出場権の獲得は 団体の部 上位 1 チーム
個人の部 上位 2 選手 (同一学校可)
演技の部 上位 2 チーム (同一学校可)
予選に通過した学校には、大会要項及び申込要項を配付する。
- (2) 申込後は選手の変更は認めない。但し、疾病・傷害などの理由による選手交代は個人戦を除き、受付時 (監督会議開始前) 及び、その必要が生じた時点(次試合の点呼前)で申し出て、競技委員長の承認を得る。
- (3) 試合選手は垂に、黒または紺の地に白で、上部に校名 (横書き) を、中央に姓 (縦書き) を記したゼッケンを付けること。
演技選手は稽古着左胸に横 8 cm、縦 1 3 cm の白布のゼッケンを縫いつけ上部に校名 (横書き) を、中央に姓 (縦書き) を墨書きすること。
- (4) 医療救護については、救護所で応急処置、並びに軽易な治療を行うものとし、必要に応じて医療機関に患者を移送する。なお、医療費等は受療者が負担する。
- (5) 「健康保険証」(コピー等は不可) を持参すること。
- (6) 紅白のたすきは各学校で準備してくること。 以上